

日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」
名称使用基準およびデザインマニュアル
(令和3年度限定暫定基準)

日本農業遺産認定

丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

丹 波 篠 山 市
令和3年7月

なぜ、名称使用に「統一基準」をつくるのか？

まちがいなく、ずっと選んでほしい。

「丹波篠山の黒大豆だからこそ食べたい」と選んでくれる消費者のためです。

令和3年2月に「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定され、今まで以上に丹波篠山の黒大豆（丹波黒）に期待が集まっています。

そこで、生産者の皆さんが丹精込めて作った「これが本場の本物、丹波篠山の黒大豆」と自信を持って届けられるものを、消費者の皆様を選んでいただきたい、との考えから、印刷等に活用できるロゴデザインを作成し、「名称使用の統一的な基準」を定めました。

名称使用に際しては、丹波篠山の地で作られた黒大豆であることをわかりやすく伝えることが大切です。まちがうことなく、ずっと「丹波黒」を選んでもらえるよう、この取り組みを通じて、丹波篠山のブランドイメージを地域全体で向上させていきたいと思います。

そして、約300年続いてきた「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定されたことを契機に、これからも栽培面積を減らすことなく、消費者の皆さんにより一層愛される黒大豆を作りましょう。

今回の名称及びロゴは、令和3年秋期からの使用に向けた「暫定基準」としてあります。今後、よりブランド向上が図れるよう、令和4年度以降に新たな基準を整備する予定です。

日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」 名称使用基準（令和3年度限定暫定基準）

日本農業遺産に認定されたことを表示する場合に用いる名称
日本農業遺産認定 丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

用いることができる農産物
丹波篠山市内の農地で作られた丹波黒（子実）およびその黒枝豆

丹波黒・黒枝豆を用いた加工品、飲食店、宿泊施設などで提供される商品やサービスについても「統一的な名称使用基準」の設定を検討しています。令和4年度に向けて、生産地・生産者、加工地・加工者、販売地・販売者の条件を整理し、消費者からの視点を大切にしつつよりよい名称使用のあり方を考えます。

用いることができる者
認定された日本農業遺産の趣旨を理解し、300年の歴史の継承に賛同する者であって、かつ丹波篠山市内の農地で丹波黒（子実）もしくはその黒枝豆を作る農家。並びに、この農家から対象の農産物を仕入れて販売する市内外の事業者。

市外に住みながら市内の農地で作る場合は可、ただし、市内に住みながら市外の農地で作られた農作物には名称使用できません。

用いることができる期間
令和3年7月～令和4年5月末

データの入手方法
丹波篠山市のホームページもしくは日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」ホームページからダウンロード

農産物以外の応援グッズへの使用
認定された日本農業遺産の趣旨に賛同し、市内の農家を応援する意図で名刺、チラシ・パンフレット、のぼり、ホームページなどに用いることができます。

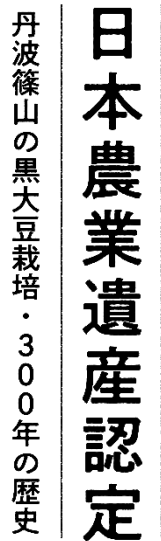
日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」

名称使用デザインマニュアル（令和3年度限定暫定基準）

使用できる名称デザインは、次の4パターンのみとする。

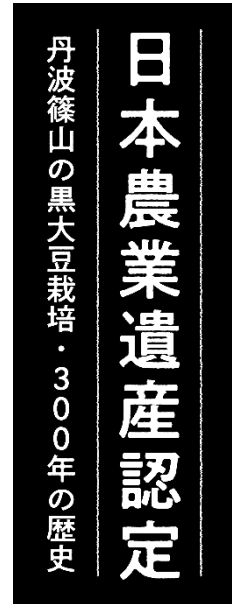
縦書きパターン

1-1) 縦書き黒文字



丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史
日本農業遺産認定

1-2) 縦書き白抜き文字



丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史
日本農業遺産認定

横書きパターン

2-1) 横書き黒文字



日本農業遺産認定

丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

2-2) 横書き白抜き文字



日本農業遺産認定

丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

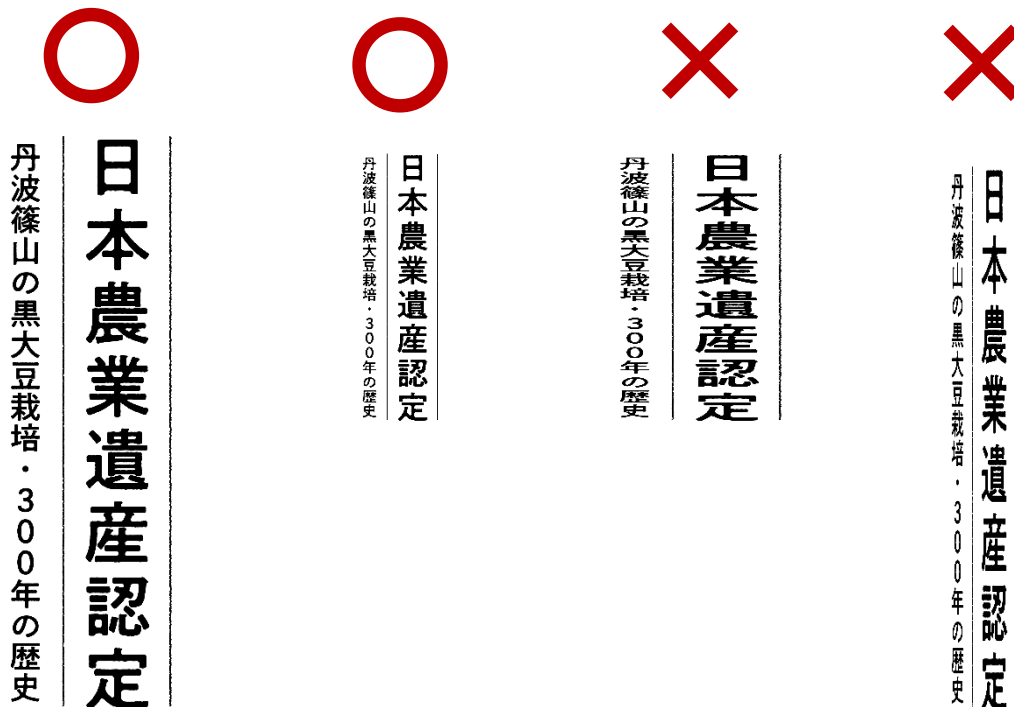
日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」 名称使用デザインの使用例

A) 背景色と文字色 背景に合わせて黒文字、白抜き文字を使い分ける。
(横パターンも同様)



日本農業遺産「丹波篠山の黒大豆栽培」
名称使用デザインの使用例

B) 拡大と縮小 倍率は自由に変更可、ただし縦横比率は変えない。
(横パターンも同様)



C) デザインの変更はすべて不可
(横パターンも同様)

